平成２２年（フ）第６８２号
兵庫県尼崎市西本町２丁目47　旭荘10号、住民票上の住所大阪府池田市伏尾町76番地の16―409号、住民票上の前住所大阪府豊能郡能勢町宿野142番地の75
債務者　髙田　幸男
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９２号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番６―705号
債務者　加藤　弘美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００号
広島県尾道市因島大浜町1811番地５
債務者　村上　春美（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
広島県三原市皆実６丁目８番１号
債務者　藤木栄三郎
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
福岡県飯塚市小正586番地１　グループホーム・ケアホーム「ライフ」
債務者　木下　淑晴
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１１３号
福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅16棟162号
債務者　根津　典子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３７号
福岡県筑後市大字山ノ井534番地４プレ・アジュール201号
債務者　立花　和美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１５７号
宮崎県都城市久保原町11街区26号
債務者　草留　勝俊
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９２号
宮崎県延岡市出北２丁目32番21号
債務者　柳田のぞみ
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１９３号
宮崎県延岡市出北２丁目32番21号
債務者　柳田　　謙
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２７７号
兵庫県明石市東野町2027番地の39
債務者　石井　義浩
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
兵庫県明石市魚住町住吉４丁目15番22号　レオネクストＴＲＹ104号、旧住所兵庫県加古川市尾上町長田239番地の15
債務者　安樂　康宏
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
富山市馬瀬口１番地　市営住宅115号
債務者　山口　春美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０６号
千葉県松戸市新松戸１丁目159番地の２　大和第３ビル202号
債務者　米沢ともえ
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１８号
千葉県柏市豊四季341番地97グリーンパレス101号
債務者　妹尾　広子（旧姓鈴木・仁木）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４５号
千葉県松戸市五香１丁目21番地の16　ラフィーヌ・アン102号
債務者　ＲＡＧＡＮＡＳ　ＥＤＷＩＮ　ＹＢＵＲＡＮ（エドウイン）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４６号
千葉県松戸市五香１丁目21番地の16　ラフィーヌ・アン102号
債務者　ＫＡＭＩＹＡ　ＣＨＥＲＲＹ　ＤＥＬＡ　ＭＥＲＣＥＤ（神谷チェリーエミ）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部